

建築基準法の4号建築物(小規模木造建築物)に関する「特例」廃止の凍結と
国民合意の建築審査・検査体制の確立を求める請願

2007年6月の改正建築基準法等の施行に伴ない、建築確認審査が遅延し、建築着工の遅れや受注の減少、資金繰りの困難などで地域に根ざす中小建設業者の存続の危機となっています。

今回の改正は、問題の根本には手をつけず、設計段階の書類審査の厳格化と罰則強化だけで解決をはかろうとするものです。設計や施工にたずさわる業者への負担を過重なものにしただけで、建築物の品質や安全性確保には結びついていないことは、改正以降の偽装事件の相次ぐ露見でますます明らかになっています。

さらに4号建築物(小規模木造建築物)に関する特例が2008年12月に廃止されれば、在来工法で地域に信頼される住宅づくりに専心してきた職人集団にも同じ基準が一律に押し付けられるだけでなく、多数の中小工務店にも構造計算などをベースにした設計図や図書の作成が求められ、コストの面でもさらに大きな負担が押し付けられます。

改正の契機には耐震強度偽装問題がありますが、大手ゼネコン・ハウスメーカーには規制緩和・民間開放政策で「もうけ口」を広げる一方圧倒的多数の中小建設業者には官僚的ともいえる規制を押し付けているのです。

こうした事態を打開し、建築物の品質・安全性の確保と地域をささえる中小建設業者の経営を守るため、以下を要望いたします。

【請願事項】

- 1、4号建築物(小規模木造建築物)の「特例」廃止を凍結すること。
- 2、国民合意の建築物の品質・安全性確保の審査・検査体制を検討し、法改正を行なうこと。
- 3、その際、現行の設計・施工体制を踏まえ、中小建設業者にとって「過度な負担」とならないように十分留意するとともに、具体的な支援体制を要望に基づき講じること。

要望

団体・事業者名

住 所